

平成 28 年

# 三重県議会定例会会議録

( 11 月 25 日 )  
( 第 25 号 )

第 25 号  
11 月 25 日



平成28年

# 三重県議会定例会会議録

## 第25号

○平成28年11月25日（金曜日）

---

### 議事日程（第25号）

平成28年11月25日（金）午前10時開議

- 第1 議案第135号から議案第176号まで並びに諮問第1号  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第135号から議案第176号まで並びに諮問第1号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正男
30	番	服部	富児
31	番	津田	健規
32	番	中嶋	年介
33	番	奥野	英広
34	番	今井	智隆
35	番	長田	隆尚
36	番	舘	直人
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)	柁 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)	吉 川	幸 伸
書 記 (議事課主幹)	川 北	裕 美

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	渡 邊	信一郎
危機管理統括監	稲 垣	清 文
防災対策部長	福 井	敏 人
戦略企画部長	西 城	昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	伊藤 隆
環境生活部長	田中 功
地域連携部長	服部 浩
農林水産部長	吉仲 繁樹
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村 昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井 敬子
雇用経済部観光局長	水島 徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	村上 亘
企業庁長	松本 利治
病院事業庁長	加藤 敦央
会計管理者兼出納局長	城本 暁
教育委員会委員長	森脇 健夫
教 育 長	山口 千代己
公安委員会委員	岡本 直之
警察本部長	森元 良幸
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎
人事委員会委員長	竹川 博子

人事委員会事務局長

青 木 正 晴

選挙管理委員会委員

落 合 隆

労働委員会事務局長

田 畑 知 治

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第152号、議案第154号、議案第175号及び議案第176号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、11月21日までに受理いたしました請願2件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

---

人 委 第 128 号

平成28年11月24日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

平成28年11月21日付け三議第153号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

## 記

議案第152号 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

議案第154号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

議案第175号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第176号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

## 別紙 1

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案は、雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の一部改正に鑑み、失業者の退職手当についての規定を整備するものであり、適当と認めます。

## 別紙 2

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学



校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人  
事委員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、本委員会が平成28年10月14日に行った職員の給与に関する勧告に基づき、一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を行うものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

環境生活農林水産常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 29	<p>(件 名) 私学助成について</p> <p>(要 旨) (国庫補助の充実) 1 公私間の教育費の保護者負担格差を解消するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに助成額を大幅に増額し、私立小・中・高等学校の経常的経費2分の1助成を早期に実現していただきたい。 (県費補助の充実) 2 上記の国の補助に加えて、私立小・中学校への県費の上乗せを実現していただきたい。また、私立高等学校への県費の上乗せ増額を実現していただきたい。</p> <p>(理 由) 私学助成については、平素から格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。 子どもは、私学各校それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育に魅かれ、私学に子どもを学ばせている。 しかしながら、私学に子どもを学ばせている保護者にとって、公私間の教育費負担の格差は極めて大きく、とりわけ入学時納付金の格差が大き</p>	<p>津市上浜町一丁目 293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校 保護者会連合会 会長 濱田 典保 ほか20名</p> <p>(紹介議員) 山 内 道 明 岡 野 恵 美 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚 小 島 智 子 野 口 正 大久保 孝 栄 藤 田 宜 三 小 林 正 人 津 田 健 児 長 田 隆 尚</p>	28年・11月

	<p>く、高額であり、私学に学ばせることを望む保護者にとって高い障壁になっている深刻な問題である。</p> <p>将来を担う子どもたちの教育にとって、多様な教育方針の中から自由に選択することができるような教育環境を、今後ますます整えて欲しいものと切に願っている。</p> <p>国の教育振興基本計画には「財政基盤の確立とメリハリある資金配分」と「学校法人に対する経営支援の充実」が明記されているところであり、これらのことをご理解いただき、私ども保護者が子どもを安心して私学に学ばせることができるよう特段の御理解と御高配をお願い申し上げます。</p> <p>以上、請願の趣旨について、貴議会において採択いただき、私学助成の充実を求める意見書を国会及び政府に対し提出していただきたく、また、小・中学校への県費の上乗せ及び高等学校への県費の上乗せの増額を実現していただきたく、ここに請願する。</p>	
--	---	--

防災県土整備企業常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 30	<p>(件名) 開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域等の指定に係る基準の運用等について改善を求めることについて</p> <p>(要旨) 都市計画法等に基づいて開発を行った事業者等が、土砂災害警戒区域等の指定により損害を被ることを防止しつつ、その指定が適切に行われるよう、下記の事項についての対応を求める。</p> <p>記</p> <p>1. 県は、都市計画法等に基づく開発を行おうとする事業者に対し、土砂災害警戒区域等の指定の見込み等について積極的な情報提供に努めること。</p> <p>2. 国に対し、開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域等の指定に係る基準の合理的な運用が図られるよう、技術的助言その他の措置を講じることを要請する意見書を提出すること。</p>	<p>津市上浜町1丁目6番1 公益社団法人三重県 宅地建物取引業協会 会長 菅尾 悟</p> <p>(紹介議員) 山内 道明 岡野 恵美 小島 智子 野口 正 大久保 孝栄 藤田 宜三 小林 正人 津田 健児 長田 隆尚</p>	28年・11月

	<p>(理 由)</p> <p>宅地開発については、都市計画法や宅地造成等規制法等に基づく開発許可を受ける必要があるが、これらの法令に基づく開発許可においては、災害を防止するため必要な措置を講ずることが許可の基準として挙げられており、開発を行う際には、宅地の安全性を確保する措置が講じられているところである。</p> <p>一方で、都市計画法等に基づく開発許可を受け、開発を行っている地域が、後に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を受ける場合がある。このようなことが発生する要因の一つとしては、開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に係る基準が異なるため、開発許可とこれらの指定が競合し得るという事情が挙げられる。</p> <p>開発が行われた地域が土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を受けると、当該地域に所在する不動産の取引を行う場合、宅地建物取引業者は指定された警戒区域である旨を記載した重要事項説明書を交付し、説明を行わなければならない。更に、土砂災害特別警戒区域に指定された場合には、住宅地分譲などの開発行為について許可が必要となったり、建築物の構造が規制されたりするなどの法令上の制限が課される。そのため、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を受けると、開発を行った事業者ばかりでなく、当該地域に所在する不動産を取得した者も予期しない損害を被るおそれがある。</p> <p>開発を行った事業者等が、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定により損害を被ることを防止しつつ、その指定が適切に行われるようにするためには、開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に係る基準の合理的な運用を図ることが重要である。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が見込まれる地域での開発行為を回避するなどの対応を可能とするため、開発を行おうとする事業者に対し、土砂災害警戒区域等の指定の見込み等の情報提供を行うことも重要であり、こうした対応を積極的に行うことが望まれるところである。</p> <p>以上のことから、県において、開発許可の申請</p>		
--	---	--	--

	<p>に際して土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の見込み等について積極的な情報提供を行うことを求めるとともに、国に対し、両基準の合理的な運用が図られるよう、技術的助言その他の措置を講じることを要請する意見書を提出することを求める。</p>		
--	---	--	--

## 質 疑

○議長（中村進一） 日程第1、議案第135号から議案第176号まで並びに諮問第1号を一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。25番 藤田宜三議員。

〔25番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

○25番（藤田宜三） どうもおはようございます。元気がないということを言われましたので、頑張って発言をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして早速議案質疑をさせていただきます、こんなふうに思います。

11月21日に知事より説明をいただきました議案第135号平成28年度三重県一般会計補正予算（第4号）は、国の平成28年度補正予算（第2号）に対応して、公共事業の追加、そして、県税、地方交付税等の歳入の増減、国庫支出金の額の確定に伴う事業費の増減などについて補正を行うものであるということでございます。合計43億1067万3000円を増額しようとするというものでございました。

今日は、この中で補正額が大変大きい合板・製材生産性強化対策事業30億9600万円、それと原木安定供給促進事業1億5430万円、合わせて約32億4000万円という大きな金額について質疑をさせていただきたい、こんなふうに思います。

この二つの事業、大変厳しい状況の林業の生産性を向上していく、体質強化を図るということを目的にして実施するんだということでございます。趣旨については同じような意見を持つものでございます。またその金額が全額

国庫補助金であるというふうに聞いていますので、大変厳しい県の財政事情の中で、非常にいい事業、補助金かなというふうに思うわけでございます。

それで、一番初めに、先ほど申し上げた合板・製材生産性強化対策事業及び原木安定供給促進事業で、一体どんなことを具体的に組みこんでいただこうとしているのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○**農林水産部長（吉仲繁樹）** 今回上程をしております合板・製材生産性強化対策事業と原木安定供給促進事業については、今、議員からも御紹介がありました国の平成28年度補正予算で措置された合板・製材生産性強化対策を活用して、合板工場等の整備促進、それから原木供給力の強化のための林業基盤の整備等を行うものです。

一つ目の合板・製材生産性強化対策事業では、多気町に新たに進出を計画している大型合板工場の施設整備に30億9600万円の補助金、これは全額国庫補助金でございますが、これを交付する予定であります。

また、この工場では、ヒノキを中心に年間約10万立方メートルの針葉樹の原木を使用し、フローア用の内装材をはじめ、コンクリート型枠用や構造用の合板7万2000立方メートルを生産する計画をしております。

一方の原木安定供給促進事業については、県と川上から川下に至る林業、木材産業等の関係者とが共同で作成しました体質強化計画に基づいて、原木を低コストかつ安定的に供給するため、林業者による間伐材の生産、それから路網整備等に対して支援を行うものです。

今回の事業では、県内の特に中南勢地域において、事業費1億5430万円、これも全額国庫補助金でございますが、これを投じまして、約270ヘクタールの間伐促進、それから、約27キロメートルの作業道を整備する、こんな内容となっております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○**25番（藤田宜三）** 御答弁ありがとうございます。

ヒノキを中心に約10万立方メートルですか、かなりの量になるのかなというふうに思いますし、それから、路網整備ということで27キロメートル、同

時に270ヘクタールというふうにお聞きしましたが、かなりの面積を国庫補助金で間伐ができるということでございますので、林業の施策を進めていく上で非常に大きな意味を持つのかなと、こんなふうにお聞かせいただきました。

補助金を出していくというその合板工場でございますけれども、合板といいますと、料理でいうとかつらむきみたいな状態にして、それを張り合わせて合板にするということであろうというふうに思いますが、じゃ、一体、今、三重県の林業の状況はどうかかなというので、資料をいただきました。

2013年のデータでございましたけれども、ヒノキを中心に、ヒノキ、杉が大体50%・50%の三重県の場合は人工林があるんだと、合計22万ヘクタールぐらい植林をされておると。特に三重県の場合は、大きさに分けてデータをいただいておりますと、見ますと、46年生を過ぎた10齡級というんですかね、それが7割ということですので、私も三重県の林業の状況というのは、かなりある意味充実した状況になっておるというふうに感じさせていただきました。

一方、その森林から材木を取り出して出荷しておるのはどれぐらいだという数値を見せていただきましたら、平成25年で34万立方メートルぐらい、昨年度で30万立方メートル強ぐらいの状況でございました。これは非常に伸び悩んだ状況になっておるとかなというふうに感じさせていただいて、そういう状況の中でこの工場が来て、そして、年間約10万立方メートルという数字でございましたので、かなりウエートの高いインパクトのある工場ができるんだなというふうに思っております。大変厳しい林業界の状況を見ますと、金額は大きいけれども、国の補助金をいただいてそのような工場が三重県にできるということについては大いに歓迎したいという思いでございますけれども、実際、この工場ができて、そして、今まで林業の世界でいろいろ行政のほうで御努力をいただいておりますというふうに思いますが、この工場が稼働し始める現時点でいうと、その3分の1ぐらいの量をこの工場が加工していける能力を持つと、こういう大きな工場でございます。これが動き始め

て、どんなふうに三重県の林業を変えていくのか、影響をうまく使っていくのかというところの考え方というのが非常に重要だろうというふうに思うんですが、その辺のところを確認を含めてお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○農林水産部長（吉仲繁樹） この大型工場が本県の林業に与える影響ということだと思うんですけども、三重県では、今御紹介がありましたように、人工林の多くが本格的な利用期を迎えている中、木質チップ原料となるようなC材の需要は非常にバイオマス等によって増大しています。

また、柱などの建築用材となるA材の需要は、住宅着工戸数が減少傾向にあって、やっぱり伸び悩んでおるといような状況です。

また、今回のような合板用のB材については、県内に大口の需要先の工場がないということで、これまで県外の工場に出荷してきましたが、輸送コストがかかることからその量はわずかでありました。

このような状況の中で、国産材を利用する大型合板工場の県内立地は、B材の安定的な供給先となり、林業生産の活力向上につながるものとして期待されるところです。

また、この合板工場では、本県を含め紀伊半島で課題となっていますスギノアカネトラカミキリ等による虫害材、虫食い材ですけれども、それを使用する計画もあることから、森林資源の有効活用に貢献できるものと思われま

す。

さらに、この大型合板工場の立地によって、安定的な木材需要をベースにした素材生産量の増大や原木市場等を活用した県内の原木安定供給体制の構築、山村地域における雇用の創出、原木や木材製品の流通拡大に伴う関連産業の活性化などが図られるものと大いに期待をしているところであります。

今後、紀伊半島では初となる大型合板工場の整備の実現を通じて、より広範囲における森林資源の循環利用を進め、紀伊半島全体の林業活性化にもつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

[25番 藤田宜三議員登壇]

○25番（藤田宜三） 先ほども申し上げたように、30万立方メートルのうちの10万立方メートルを使うんですから、これは非常に大きなインパクトがあるというのは私にもよくわかりますし、そういう意味では大いに頑張っていたきたいというふうに思いますが、先ほどもA材、B材、C材というのは説明いただきましたけれども、このバランスというのを私はちょっと心配をしております。

というのは、三重県の材木の生産量が少ないというのは、いわゆる日本建築がどんどんどんどん減ってきて、外材に押されて使う量が少なくなっているという建築分野での利用の形態があると。そこは、今のところ変化はない状況の中で、B材という、いわゆる先ほど言ったように合板用のものが一気に使用量が増えてくるという状況が起きてくるんだらうというふうに思うんですね。C材は、先ほどお話しいただいたように、今バイオマスの利用ということで、三重県、非常に力を入れていただいておりますので、これは心配ないんですが、B材を10万立方メートル使う、そのバランスの関係の中でA材が逆に余ってくるのではないかと、そんなことも心配をするんですが、B材の出口をつくっていただいた、じゃ、A材をどうするんだという話が当然出てくるんだらうというふうに思うんですが、この辺の対策といいますか、出口の対策というのはどんなふうにお考えなのかちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○農林水産部長（吉仲繁樹） A材ですが、議員も御承知のとおり、本県は古くからしっかり枝打ちとか間伐の手入れをするいわゆるブランド材の産地でありまして、A材の需要拡大というのは非常に大事だというふうに思っています。

そういう中、特に木のよさを生かして、顔の見える木材での家づくりというのを進めるために、川上から川下まで、工務店あるいは山の関係者、森林組合等が入った多様なネットワークづくりを今進めています。そういう中で、こうした取組とあわせまして、暮らしの中に県産材を取り入れてもらうため



の魅力的な空間づくりに役立つ壁材、床材、棚や机など、木材をかたく表面処理した製品等の開発、あるいは首都圏、特に三重テラスなんかを使った県産材商談会や、大規模な建築・建材展示会、東京ビッグサイトで行われますけれども、こんなところへの出展、あるいは中国、韓国に向けたヒノキを中心とした輸出促進にも取り組んでいるところです。

あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、特に国のほうから国産材を積極的に使うという方針が示されております。今回、既に東京都や東京オリンピック・パラリンピック組織委員会に対して、県も関係者と一緒に県産材の活用の働きかけを行ってきています。

また、今後こうしたチャンスを逃すことなく、伊勢志摩サミットでしっかり向上しました知名度を生かしながら、色、艶、香りなど、三重の木材の持つ魅力を発信しながら、A材の需要確保に向けて取り組んでいきたいと思えます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございました。

先ほど申し上げたように、バランスの問題がございまして、A材の底辺を広げるとするのは重要だと思います。

私ども、広島や、CLTといういわゆる合板、もっと厚い板を使っての一つの使い方というのもございます。含めて、特にA材の消費の拡大に対して、ぜひとも行政のほうも力を入れていただくようお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 31番 津田健児議員。

〔31番 津田健児議員登壇・拍手〕

○31番（津田健児） 早速質疑に入りたいと思います。

議案第135号、障がい者の地域移行受け皿整備事業についてです。

これは、今年7月、相模原市の殺傷事件を受けて、国のほうが、国3分の1、県3分の1、事業所3分の1でつくった補助事業でございますけれども、この内容について詳しく御説明をいただきたいと思えます。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 相模原市の障害者支援施設における事件を受けまして、県のほうでは、市町及び社会福祉施設に注意喚起文書を周知するほか、庁内の関係課、警察、地域機関等による連絡会議を開催いたしまして、安全確保対策及び関係機関等との連携体制について周知、確認を行いました。

さらに、社会福祉法人を対象といたしました会議、これを利用いたしまして、安全対策の確認、徹底を呼びかけるとともに、社会福祉施設の安全対策面での課題を抽出し、対応策を検討するため調査を実施いたしました。

県では、この調査の結果や国での検証、検討の動向、あるいは関係団体の御意見や対応状況、こういったものを踏まえまして、社会福祉施設の防犯対策支援をはじめとした安全対策等について検討してきたところでございます。

こうした中で、今回の事件を受けまして、議員のほうから御紹介がありました国の平成28年度補正予算（第2号）におきまして、施設整備補助金の対象に防犯対策の強化、これが追加されまして、障害者支援施設等における非常通報装置、あるいは防犯カメラの設置などの安全対策について、必要な経費が計上されたということでございます。

このことを受けまして、県では、障がい者の住まいの場である障害者支援施設、それから障害児入所施設、グループホームにつきまして要望調査を行いまして、現時点で計画のある施設等に対する防犯設備等の整備に関する補助金を計上しているところでございます。

具体的には、障害者支援施設等における安全管理体制を強化するための防犯設備あるいは防火設備の整備を支援するというので、これは施設の新設とか防火対策のスプリンクラー整備、こういったことも含めた数字ではございますけれども、53施設分、補正額といたしまして2億4624万円の補助金を計上したというところでございます。

以上でございます。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） ありがとうございます。

主にハード対策を中心に、しかも、防犯対策だけじゃなくて、スプリンク

ラーも含めて防火対策もやっていただくということで、進んでいくことを期待したいと思うんですけれども、当然ハード対策だけではなくてソフト対策のほうも連絡会議等でいろんな意見が出ておりますから、ソフト対策についてはこの補正予算には入っていないんだと思いますけれども、入っていないのであれば、今後どのような対策をとっていくのかお教えいただきたいと思えます。

○健康福祉部長（伊藤 隆） ソフト面の取組でございますけれども、社会福祉施設を対象といたしました今回の調査と、それから関係団体の聞き取りにおきましては、御意見としては、例えば社会福祉施設の安全確保対策のみではなく、社会的弱者に対する偏見や差別に着目することでありますとか、どの命も大切で誰にも基本的な人権が備わっているということを社会全体で確認していく必要があるといった御意見を多く寄せていただいたというところでございます。

このことから、ハード整備の対策のみではなく、差別や偏見の解消に向けた啓発など、ソフト面での取組が重要であるというふうに考えております。

折しも本年4月、これは障害者差別解消法が施行された時期でございます。県ではこれを受けまして相談窓口を設置して、障がい者差別に係る相談対応を行うとともに、これは昨年度末からですけれども、職員でありますとか県民を対象とした研修会を実施いたしました。

また、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置いたしまして、関係者によるネットワークを構築し、差別事象の情報共有や、障がい者差別解消のための方策について協議を行うなど、障がい者への偏見や差別を解消するための取組を始めてきたといえますか、進めてきたところでございます。

今回の事件を受けてでございますけれども、社会福祉施設や関係団体のこういったお声も踏まえながら、今後は社会福祉施設における防犯マニュアルの作成を支援するなど、施設のソフト面での安全対策に取り組むとともに、三重県障がい者差別解消支援協議会での相談事案の解決事例や合理的配慮の優良事例等の情報共有、あるいは、来年度はフォーラムの開催、できれば複

数箇所でもやりたいなというふうに思っておりますけれども、こういったことによる啓発活動を通じまして、障がい者差別の解消を図るための取組、これを一層強化していきたいというふうに考えております。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） ソフト対策もしっかりと考えていただいておりますということで、来年を期待したいと思います。

マニュアルの整備だとか、研修だとか、フォーラムの開催だとか、人権意識の向上だとか、差別の解消とかいろいろおっしゃっていただきました。

そこで、一般質問みたいになって申しわけないんですけども、19名の尊い命がこの事件で失われたと同時に、皆さんも思っていられちゃうと思いますけれども、非常に残念なことは、その19名の亡くなった方々の氏名が公表されなかったことだというふうに思います。

以前、知的障がい者の大会で健康福祉病院常任委員会の小島委員長が同じような話をされておられました。非常に残念だというふうに言っておられましたし、三谷議員は、そのときには差別解消条例をつくるんだと言って挨拶をされていた覚えがあるわけなんですけれども、やっぱり人はみんな名前を持っていますし、名前のない子どもたちはいないと思います。ソフト対策の中で人権意識を向上していただくって非常に大事なことだと思います。地道な作業を少しずつ少しずつ積み上げていくようなことでもございますけれども、しっかりとやっていただきたいなと思います。

亡くなった方が天国で聞いていて、自分の名前がないやないかと非常に残念がっていると思いますけれども、そういったことがいつかのようにしていただきたいなと思います。

一昨日、いきなり中森議員から議案質疑をやってねと言われて、急いで関係者の人にちょっと電話をさせていただきました。

特別支援学校の近くの人なんですけれども、電話をしていろいろ話をしたんですけれども、もし特別支援学校で同じような事件があったときに、やっぱり名前ってなかなか公表できないんですよねという話をしたら、うちはそ

んなことはないと思いますと言われたんですね。何ですかと言ったら、やっぱり生活の基点がその施設ではなくて、学校ではなくて地域の中にあるからということなんですね。だから、医療的ケアの充実だとか看護師の確保だとかいろんな質問を以前させていただきましたけれども、やっぱり生活の基点ができればふるさとになる。大変難しいことではあるかと思いますが、そういう在宅でできるような、いつも皆さんが言っておられることでも、これを機にしっかりとやっていただきたいと思いますし、また、親が子どもを施設に送るということは大きな決断だったと思います。本当は一緒にいたいにもかかわらず施設に入ってもらったわけでもあります。仮に何らかの事情で、家ではなくて、ふるさとではなくて施設だったとしても、軽い障がいの方は結構外に出て、地域の人、友だちとふれあう方が多いんですけれども、本当に医療的ケアが必要な重度の障がいの方ほど外へ出る機会がございませんので、外に出られるような機会をぜひともこれからも増やしていただきたいというふうに思います。

知事、何かあれば御発言よろしくお願ひします。

○知事（鈴木英敬） 相模原市の事件から4カ月が経過したわけでありましてけれども、いまだに怒りを禁じ得ない極めて残忍な事件であるというふうに思っています。

今、議員から御指摘があったように、障がい者の方々が自分のふるさととなる地域、そこで障がい者の方も、今、地域移行も進めていますけれども、その地域の方々も安心して暮らしていただくためには差別とか偏見の解消が必須だと思いますので、今あったようなハード対策だけじゃなくてソフト対策、そういう差別とか偏見の解消のための取組をしっかりとやっていかなければならないというふうに思っています。

先ほどの氏名の公表のところも、氏名を公表しないでほしいと御家族の方が思ってしまうような、そういう状況にあるというのは、やっぱりまだまだ差別や偏見が解消されていないという社会の状況だというふうに思います。本当に親もつらい思いでそういうふうにおっしゃっているんだと思ひますか

ら、そういう思いをする方が1人でも少なくなるようにしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） 親は、こんなふうに子どもが育ってほしいという夢だとか強い大きな思いを込めてその名前をつけるわけなので、その名前がやっぱりしっかり言えるように、知事が言われた思いが来年度しっかりと入るように、部長ともども頑張っていたきたいとします。終わります。（拍手）

○議長（中村進一） 6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○6番（岡野恵美） 日本共産党の岡野恵美です。

まず、議案第175号に関する質疑を行います。

今議会には、10月14日に三重県人事委員会から出された職員の給与に関する報告及び勧告を受けて、主に勤勉手当の0.1カ月分増の補正予算及び条例の改正案が提出されています。

そこで人事委員会にお伺いします。

第1点は、国の人事院勧告では、官民較差の708円が解消されましたが、三重県では民間より223円も低くなっている較差が解消されていない、それはなぜですか。223円の較差を解消しようとするれば、必要な金額は、私の計算では1年間にわずか1億円足らずで、出せないというものではないと思います。人事委員会は独立した機関ですから、財源については考えていないと思いますが、なぜ、今回は官民較差を解消しなかったかについて御答弁ください。

○人事委員会委員長（竹川博子） 本年の勧告におきまして、公民較差が223円、率にして0.06%あるにもかかわらず、なぜ較差を解消する勧告をしなかったかという御質問でございますが、人事委員会の給与勧告制度は労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与水準を確保する機能を有するものであり、職員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本としております。

人事委員会では、地方公務員法の規定に基づき、毎年、職員及び民間の給与等について調査を行い、その結果をもとに議会と知事に対し報告を行い、必要に応じて勧告をしております。

本年4月分の民間給与と職員給与を比較しましたところ、民間給与が223円、率にして0.06%高い結果となりました。

人事委員会では、この較差の解消について、基本的な給与である給料表を引き上げることを原則に考え、給料表の改定を検討いたしました。

検討においては、これまで本県で、平成25年に公民較差が149円、率にして0.04%であったときや、国におきましては、平成24年度、官民較差がマイナス273円、率にして0.07%であったときに給与改定を行わなかったということを考慮しつつ、県内の民間の初任給与と職員の初任給与との間に差が見られないことから、適切な給料表改定は困難であると判断をいたしました。

また、較差を解消するために諸手当の改定も検討いたしましたが、地域手当につきましては、昨年の勧告で条例に規定した支給割合に改定済みであることから引き上げることは適当ではなく、また扶養手当につきましては、来年度からの制度見直しを控えていることや一部の職員に対してだけの較差配分になることから、改定することは適当ではないと判断をしたところでございます。

以上のとおり、人事委員会といたしましては、較差を解消することを原則と考え、その解消策について慎重に検討を重ねました結果、給料表等の改定を勧告しなかったところでございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 答弁では、較差はわずかということで、改定をしなかったというようなことでありますけれども、公務労働者の生活改善のためにも今後の改定については較差を解消することを強く要望いたします。

次に、国の人事院勧告の報告には、非常勤職員の給与について処遇の確保が図られるよう各府省を指導するようとの項目が盛り込まれていますが、三重県人事委員会の勧告及び報告では何も書かれていません。この理由につ

いてお伺いします。

○**人事委員会委員長（竹川博子）** 非常勤職員の給与について、なぜ県の人事委員会報告では触れていないのかという御質問でございますが、国においては、非常勤職員の給与について、各府省で取り扱いが異なるなどの課題があり、人事院が定めた指針に沿った処遇の確保が図られるよう、本年の人事院報告で触れられたところでございます。

本県における一般職に属する非常勤職員の給与につきましては、職員の給与に関する条例第36条の規定に基づき、任命権者において、他の職員との給与の均衡を考慮し、人事委員会と協議して、予算の範囲内で定めているところであり、本委員会としては適切に適用されていると考えております。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○**6番（岡野恵美）** 安倍内閣は、昨年一億総活躍社会の実現のために、緊急に実施すべき対策として、非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善を推進するということを掲げました。一般質問ではありませんのでこれ以上求めませんが、三重県の業務補助員等非正規職員の処遇の改善は民間と同様に進めるべきだと考えますので、この点についても人事委員会に強く要望しておきます。

続いて、扶養手当について、総務部長にお尋ねします。

今回の勧告で、配偶者手当や父母などの手当の減額が行われるということの問題点が出ています。子どもさんのいる御家庭には手当が増額されますが、配偶者や父母等を扶養されている職員への影響もあるわけですので、結果として給与がマイナスになる職員が出てしまうということになります。

この影響を受ける職員は何人かお尋ねします。

○**総務部長（嶋田宜浩）** 申しわけありません、今手持ちの資料がございませんので、回答はできません。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○**6番（岡野恵美）** それでは、資料はまた後日お願いいたします。

そこで知事に伺います。



今回の人事委員会の勧告を知事は全面的に受け入れ、補正予算には、勤勉手当0.1カ月分で、人件費が約11億円の増額となっています。

知事は、11月21日の会見で報道陣に意見を聞かれて、勧告は尊重しなければならないが財政状況が厳しい中で苦渋の決断だったと答えられたようですが、そのようにお考えになられていることに間違いありませんか、お答えください。

○知事（鈴木英敬） 人事委員会の勧告は尊重すべきものであるという認識のもと、一方厳しい財政状況で、市町の皆さんとか関係の団体の皆さんにも様々予算のことで御相談している中でありましたので、こういう増額になるということについては苦渋の決断であったということで間違いありません。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 一般質問ではありませんし、意見をというふうなこともどうかと思いますけれども、私は、知事は余りにもお金がないと言い過ぎると思うんです。

三重県の一般会計予算は、7000億円以上あります。今回のボーナスの引き上げ分は11億円弱ではありませんか。このような金額はどこからでも出るのではありませんか。公務員は労働基本権を制約されているからこそ、人事委員会が勧告をして、三重県職員の処遇改善を提言しているのではありませんか。

今年は伊勢志摩サミットがあって、職員に多くの余分な業務が課せられたわけでありますから、今回の人事委員会の勧告に従わず、わずか1億円の較差解消は知事の判断でできたと私は思います。また、公務員給与は交付税措置をされるのではありませんか。わずか223円の官民較差、総額で1億円の較差解消は今回見直されなかったわけです。職員をはじめ県民のあらゆるところに、三重県はよっぽどお金がないということが知れ渡っている。これでは職員も委縮し、三重県民も委縮して何も要求できません。

夢や希望がかなえられる三重県にする、職員には働きがいのあるような人件費を出す、私はこれは責任者としての知事の政治姿勢の問題だと思います。

自らの政治の責任を県民に押しつけてはいけない、県民を支える公務労働者にしっかりと人件費を保障すべきだということを申し上げます。

次に、議案第161号及び議案第162号に関する質疑を行います。

国の産廃特措法の財源支援を受けて、平成25年度から行っている県内4カ所の産廃処理の行政代執行のうち、今回は桑名市源十郎新田事案が約5億5000万円、桑名市五反田事案が4億2400万円余り、それぞれ契約金額が増額されています。ほかに、四日市市大矢知・平津事案、四日市市内山事案があるわけです。

桑名市源十郎新田事案については、昨年度も増額変更がありました。私は、先日、この二つの現地を石田正子桑名市議会議員の案内で見学し、桑名市源十郎新田事案は、桑名市の水道の取水口の上流に位置していることや、コスモ石油との間で調停が開始されていることなどを改めて認識いたしました。

また、桑名市五反田事案は、不法投棄された産業廃棄物からの1,4-ジオキサン洗浄処理が行われている事案だとのことで、原因企業の倒産により古くから行政代執行が行われ、今後もまた有毒ガスの発生による新たな対策が必要だとのことであります。

いずれにしても、何が埋まっているかわからない事案であり、今後幾らかかるかわからないわけではありますが、放置すれば健康被害が住民に及ぶわけであり、一刻も早く処理していただかなければならないと思います。

そこで、この事案に対する現状と見通しについてお伺いします。

また、桑名市五反田事案は、今回の行政代執行前までにかなりのお金を使ったはずですが、幾ら使ったかお示してください。

**○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆）** 行政代執行を行っております4事案につきまして、現状と今後の見込みということでございますが、まず、桑名市源十郎新田事案につきましては、先ほど御紹介もございましたのですが、PCBを含む廃油の拡散防止を図りますとともに、廃油の回収、処理等を実施しております。

今回、PCBに汚染されました土壤が想定量以上に発生したことなどから、

工事請負契約の増額変更を行うものでございます。

なお、平成27年度におきましては、工事に伴う廃棄物が想定量以上であったことから、工事請負契約の増額変更を行っております。

また、桑名市五反田事案につきましては、汚染物質であります1,4-ジオキサンを対象としまして、地下水の浄化や高濃度箇所掘削、除去等を実施しておるところでございます。

今回、工事に係るテント内のガス濃度が想定以上に高く、換気設備の増設が必要となったことなどから工事請負契約の増額変更を行うものでございます。

今後の見通しでございますが、この2事案も含めた4事案全てでございますが、実施計画で認められている事業費というものがございまして、これは総額で185億円になります。事業費につきましては、この範囲内でおさまるものと考えております。

今後とも経費の節減に努め、地域住民の皆様の安全・安心を確保するため、支障除去対策工事を実施しまして、産廃特措法の期限でございます平成34年度末までに対策を完了するよう着実に工事を進めてまいります。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 全国で18カ所の行政代執行のうち、三重県では4事業が行われているなど、私は三重県は極めて異常だと思います。

それはなぜか。私は、大企業が自らの責任を曖昧にして、中小企業の産廃処理業者に委託をしていることが根本の問題だと思います。桑名市五反田事案は、当初から封じ込めるようなやり方だと、問題が起きますよと指摘しておりましたが、またしても今回問題が発覚いたしました。

今行われている4事案でも、費用は185億円もかかる。その範囲内でとどめると言いますが、当局は、見直しは185億円の想定内のものだと答弁されていますが、国の代執行では1割を県費で賄うことになっていますから、単純に計算しても18億5000万円の県費が必要です。残りの9割が起債対象で、半分は特別交付税措置の対象になるが、残りの半分、すなわち45%分の83億

2500万円は丸々借金で、利息をつけて返済しなければなりません。県費と合わせて102億円ものお金と利息分は県民が負担しなければなりません。初めから不法投棄が起こらないように監視体制がしっかりしていればこんな無駄なお金は要らなかったのではないのですか。

さらに、埋め立てられているものによっては、今回のように新たな対策が必要になるわけであります。

この4事案について、期限である平成34年度までに対策を終えるようにするとともに、コスモ石油の責任を含め、少なくとも原因の一端であると思われる事業者に毅然として対応していただかなければ税金が正しく使われないこととなります。また、今後このようなことを起こさないように、特に排出者である大企業にこそ責任を持つように指導していただきたいと申し上げて終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で、議案第135号から議案第176号まで並びに諮問第1号に関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（中村進一） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第135号から議案第176号まで並びに諮問第1号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議 案 付 託 表
-----------

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
158	工事請負契約について（三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場整備（競技施設）工事）
164	損害賠償の額の決定及び和解について
165	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について
167	三重県立ゆめドームうえのの指定管理者の指定について
諮問1	諮問について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
151	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
161	工事請負契約の変更について（桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事）
162	工事請負契約の変更について（桑名市五反田事案恒久対策（分-3）工事）
166	みえ県民交流センターの指定管理者の指定について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
159	工事請負契約について（一般国道169号（土場バイパス）道路改良（新土場トンネル（仮称））工事）
160	工事協定締結について（一般国道42号道路改築事業に伴う参宮線松下・池の浦シーサイド間2.5km304m付近で交差する池の浦こ線橋改築工事）

163	工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター管理棟（建築）工事）
-----	--

教育警察常任委員会

議案番号	件名
155	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件名
135	平成28年度三重県一般会計補正予算（第4号）
136	平成28年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
137	平成28年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
138	平成28年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
139	平成28年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第1号）
140	平成28年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
141	平成28年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
142	平成28年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
143	平成28年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
144	平成28年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
145	平成28年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

146	平成28年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
147	平成28年度三重県水道事業会計補正予算(第1号)
148	平成28年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第1号)
149	平成28年度三重県電気事業会計補正予算(第1号)
150	平成28年度三重県病院事業会計補正予算(第1号)
152	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
153	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
154	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例案
156	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例案
157	当せん金付証券の発売について
168	平成28年度三重県一般会計補正予算(第5号)
169	平成28年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業 特別会計補正予算(第2号)
170	平成28年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
171	平成28年度三重県水道事業会計補正予算(第2号)
172	平成28年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号)
173	平成28年度三重県電気事業会計補正予算(第2号)
174	平成28年度三重県病院事業会計補正予算(第2号)
175	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
176	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

---

## 先議議案の審査期限

○議長（中村進一） この際、お諮りいたします。

諮問第1号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、12月2日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明26日から28日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明26日から28日は休会とすることに決定いたしました。

11月29日は、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時45分散会